

---

平成23年第2回大和町議会臨時会会議録

---

平成23年5月27日（金曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	環境生活課長	菅 原 敏 彦 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
総 務 まちづくり 課 長	千 葉 恵 右 君	都市建設課長	高 橋 久 君
総 務 まちづくり課 まちづくり 対 策 官	石 垣 敏 行 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	生涯学習課長	森 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

## 議事日程

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「会期の決定について」

日程第3「諸般の報告」

日程第4「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

日程第5「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（大和町健康保険条例の一部を改正する条例）」

日程第6「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町平成23年

東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例）」

日程第7「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）」

日程第8「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度大和町一般会計補正予算）」

日程第9「議案第33号 大和町税条例の一部を改正する条例」

日程第10「議案第34号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第11「議案第35号 平成23年度大和町一般会計補正予算」

日程第12「議案第36号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第13「議案第37号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第14「議案第38号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

臨時議会を開催する前に、今回の大地震、巨大な津波で、きのう時点で1万5,234人の方が亡くなっておりますので、大変恐縮であります。ご起立いただいて黙祷をし、哀悼の意を表したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

黙祷。

（黙祷）

お直りください。

大変ありがとうございました。

ただいまから、平成23年第2回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番松川利充君及び3番伊藤勝君を指名します。

---

### 日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

---

### 日程第3「諸般の報告」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野元君。

町長（浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

議会開会に当たりまして、諸般の報告をさせていただきますが、先日、株式会社大和町地域振興公社決算総会が終了いたしておるところでございます。つきましては、その決算、内容等につきまして千葉まちづくり課長から説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長（千葉恵右君）

それでは、平成22年度株式会社大和町地域振興公社の決算報告をさせていただきます。

別冊の平成22年度決算報告書をごらんいただきたいと思ひます。

お手元の資料、1ページをお開き願ひます。

平成22年度株式会社大和町地域振興公社の決算について、ご説明を申し上げます。

地方地自法第243条の3第2項の規定により、平成22年度株式会社大和町地域振興公社の決算につきまして報告するものでございます。

なお、決算報告書につきましては、平成23年5月24日開催の定期株主総会で承認となったものでございます。

第19期事業報告でございます。

期間につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日の業務でございます。

第19期事業報告につきましては、事業計画に基づいて事業を執行してまいりましたが、順調に経過し、ほぼ目標を達成したところでございます。

概要といたしましては、町からの受託事業でございます施設管理事業で4,914万1,000円、指定管理業務で470万8,000円、受託外業務で57万6,000円、収益事業では地場産品販売等で486万1,000円の販売額となったところでございます。

都市公園につきましても、地元の協力を得ながら施設管理に万全を期すとともに、公園施設の補修等を実施してまいったところであります。

観光振興につきましても、町と地域の協力を得ながら春の「花まつり」、夏の「まほろば夏まつり」、秋の「産業まつり」と、積極的に協力、参加いたしました。

平成17年度から始めましたハチ駆除につきましても、15件の依頼があったところでございます。

これらを含め、その結果、営業収支で1,016万6,000円の当期純利益を計上することができました。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、流動資産のうち現金、預金額の合計が5,172万7,050円、棚卸資産とその他流動資産等を含め、合わせますと流動資産合計で5,604万5,007円となったものでございます。

次に固定資産でございますが、有形固定資産と無形固定資産及び投資その他の資産を合わせまして、固定資産合計で4,241万6,551円となったものでございます。

次に負債・準資産の部でございますが、流動負債及び固定負債合わせまして2,442万2,723円ではありますが、準資産の部では資本金が1,250万円、利益剰余金につきましては更新積立金400万円、別途積立金700万円、繰越利益剰余金が5,053万8,835円でございます。うち当期内の利益が1,016万6,614円となりまして、利益剰余金が6,153万8,835円となったものでございます。

この結果、準資産の部の合計につきましては7,403万8,835円となりまして、負債・準資産の部の合計が9,846万1,558円となりました。

次に、損益計算書の部でございます。

計上損益の部でございますが、売上高計で 8,912万 553円というふうになりました。売上原価計が 160万 9,657円であることから、売上総利益につきましては 8,751万 896円となったもので、販売費、一般管理費計の 7,226万 161円を差し引きますと 1,525万 735円の営業利益となったものでございます。

次に、営業外収益の34万 3,564円を加えますと、経常利益で 1,559万 4,299円となったものであります。

次に特別収益の部でございますが、特別収支はゼロ円、特別損失は 2万 5,624円、法人税、住民税及び事業税引き後の当期の利益につきましては 1,016万 6,614円となったものでございます。

次に5ページでございますが、販売費及び一般管理費の内訳でございますが、それぞれの科目の決算額となったものでございます。

一番下の合計の欄をごらんいただきたいと思いますが、予算額 8,034万円に対しまして、決算額 7,226万 161円となりまして、807万 9,839円の減額となったものでございます。

6ページにつきましては監査報告でございます。

7ページ以降につきましては、平成23年度の事業計画及び事業計画に基づく収支見込書、販売費、一般管理費となっております。

以上で大和町地域振興公社の決算についてのご報告を終わらせていただきたいと思っております。

なお、5月24日の株主総会及び取締役会におきまして、取締役の嶋津茂夫が総会終結をもって任期満了となり、退任されたことをご報告申し上げます。定款では取締役は3人以上というふうになっておりますので、後任の取締役は選任せず、当面3人の取締役で運営するというふうになったものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で町長の報告は終わります。

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、改めましておはようございます。

第2回の大和町議会臨時会開会に当たりまして、あいさつを申し上げます。  
と思います。

本日ここに平成23年第2回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、去る3月11日午後2時46分、宮城県の牡鹿半島沖を震源として発生いたしましたマグニチュード9.0という我が国観測史上最大となる巨大地震は、本県を中心といたします東日本の太平洋沿岸部に高さ10メートル以上という津波を伴い、壊滅的被害をもたらしたところでございます。この災害により亡くなられた方や行方不明となられている方は全国で2万数千名、そして建物の全壊や半壊は10万戸以上に上る見込みとなっており、また全国の被害額は政府試算では16兆円から25兆円に及ぶものと推定されているところでございます。

本町におきましても、町内での死亡者や行方不明者はおられなかったところでございますが、町民3名の方が町外で被災、死亡されました。また、軽傷者7名、そして5月20日時点での居住用建物被害につきましては全壊が35戸、大規模半壊28戸、半壊90戸に及び、さらに町道や上下水道、教育等各種公共施設、農業用施設等につきまして、かつて経験したことのない甚大な被害をこうむったところでございます。

お亡くなりになられた皆様方には心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々へ衷心よりお見舞いを申し上げますところでございます。

また、このたびの震災には多くの方々や団体からご支援、ご協力を賜りましたことに、改めて御礼申し上げます次第でございます。

このような状況に対し、町では大和町災害対策本部及び災害復興対策会議を中心に対応しているところでございますが、議会におかれましても早速3月13日に災害調査特別委員会を立ち上げていただき、各種対応に当たっていただいておりますことに感謝を申し上げますところでございます。

今回の東日本大震災につきましては、現在も余震活動が続いている状況

でございますが、平成24年度までの2カ年を震災復旧年度として、早急な復旧に向け第4次大和町総合計画に掲げております「災害に強く、危険の少ないまちづくり」の実現を目標に、全力を傾注してまいりたいと思っておりますので、ご支援とご協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

承認第1号から承認第5号につきましては、専決処分を行っておりますので、その承認を求めるものでございます。

承認第1号及び第2号は、大和町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、第1号は地方税法施行令の一部改正に伴うもの、第2号は健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の支給額を35万円から39万円に変更するものでございます。

承認第3号は、東北地方太平洋沖地震により被害を受けた納税者に対しまして、町税の減免措置を講ずる条例を制定したものでございます。

承認第4号は、平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算の承認をお願いするもの、承認第5号は3月定例会におきましてあらかじめご説明申し上げておりました平成23年度一般会計補正予算の承認をお願いいたしますものでございます。

議案第33号は、地方税法の一部改正により、東日本大震災に関する特例措置が創設されたことに伴いまして、大和町税条例の一部改正を行うもの、議案第34号は災害援護資金貸し付けの特例措置が講じられたことに伴う条例の改正であります。

議案第35号から議案第38号までにつきましては、平成23年度の一般会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計の補正予算でございまして、今回の震災復旧関連事業費を調整いたしますものでございます。

以上が本日提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

日程第4「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

それでは、議案書1ページでございます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告しその承認を求めるものでございます。

2ページになります。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

この大和町国民健康保険税条例につきましては、全員協議会の際に皆様にご説明いたしました平成23年度地方税制改正に基づきまして国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものでございまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が4月1日から施行されたことに伴いまして、3月31日に専決処分したものでございます。

内容につきましては、配付しております条例議案説明資料をごらんいただきたいと思っております。

1ページでございます。

新旧対照表でございますが、右の旧のほうの第2条第2項中、基礎課税額の限度額「50万円」、下線を引いてございますが、これを左の新しいほうの「51万円」に、第3項の後期高齢者支援金等課税額の「13万円」を「14万円」に、第4項の介護納付金課税額の「10万円」を「12万円」に改めるものでございます。

2ページになります。

第23条中、それぞれ下線を引いてございますが、「50万円」を左の新しいほうで「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」にそれぞれ改めるものでございます。

議案書の2ページのほうに戻っていただきます。

附則でございます。

附則第1条の施行期日につきましては、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

第2条は適用区分でございまして、改正後の大和町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（大和町健康保険条例の一部を改正する条例）」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大和町健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

議案書の3ページでございます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

4ページになります。

大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大和町国民健康保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

内容につきましては、条例議案説明資料でご説明をいたします。

この条例につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が4月1日から施行されることに伴い、3月31日に専決処分したものであります。

条例議案説明資料の3ページをごらんいただきます。

第6条中、出産育児金一時金「35万円」を「39万円」に改めるものであります。

議案書の4ページに戻っていただきます。

附則第1条の施行期日としましては、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

第2条は適用区分でありまして、改正後の大和町国民健康保険条例第6条の規定は、平成23年4月1日以後の出産について適用し、平成23年3月31日以前の出産については、なお従前の例によるものであります。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例）」**

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

それでは、議案書5ページ、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告しその承認を求めるものでございます。

6ページをごらんいただきます。

大和町平成23年東北地方太平洋沖地震による災害被害者に対する町税の減免に関する条例でございます。

今回の税減免条例につきましては、4月7日に開催されました議会災害対策調査特別委員会の際に概要を説明いたしております。その後、検討を加えまして、4月13日に専決処分したものでございます。

第1条の趣旨でございますが、東北地方太平洋沖地震による災害被害者を減免対象としまして、平成23年度分の個人町民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税を減免するものでございます。

第2条から第4条につきましては、各税目ごとの減免割合について規定したものでございます。

第2条につきましては、個人町民税に係る減免について規定したものでございまして、第1項は今回の地震で納税義務者が死亡、生活保護となった場合は全部減免、障害者になった場合は10分の9を減免するという内容でございます。

第2項につきましては、納税義務者の所有する住宅の損害程度が半壊以上で、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の方につきましては、その合計所得金額の区分ごとにその損害の程度によりまして減免の割合を7ページの中段に記載しております表のとおり減免するものでございます。

第3条につきましては、固定資産税及び都市計画税に係る規定でございまして、土地、家屋、償却資産につきましては、それぞれ損害の程度に応じた減免の割合を規定したものでございます。

第1項につきましては土地に関する減免規定でございまして、被害面積に応じた減免割合を規定したものでございます。

8ページになります。

第2項につきましては家屋に関する減免でございまして、所有する家屋の損害の程度が半壊以上の場合で、その損害程度に応じた減免割合を規定しておるものでございます。

第3項につきましては、償却資産に関する減免でございます。償却資産につきましては、価格から算定した損害程度に応じた減免の割合を規定したものでございます。

第4条につきましては、国民健康保険税の減免に係る規定でございます。

第1項は、第2条の個人町民税と同じように今回の地震で納税義務者が死亡、生活保護となった場合は全部減免、障害者になった場合は10分の9を減免するという内容でございます。

9ページになります。

第2項につきましては、納税義務者が今回の災害で死亡したことによりまして、その扶養されていた方で新たに国民健康保険税の納税義務者になった方に対しては全部を減免することを規定したものでございます。

第3項につきましては、納税義務者の所有する住宅の損害程度が半壊以上の場合で、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の方につきまして、その合計所得金額の区分ごとにその損害程度によりまして減免の割合を、9ページが一番下の部分、それから10ページにかけて記載しております表のとおり減免することを規定したものでありまして、第2条第2項で規定しております個人町民税と同じ減免内容としたものでございます。

第4項は、前項に定めるほか町長が特に必要と認める場合は減免することができることを規定したものでございます。

第5条は、減免の申請期日を平成23年9月30日と規定したものでございます。

第6条は、減免の取り消し規定でございます。

第7条は、委任に関する規定でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとし、平成23年度分の町民税、固定資産税、都市計画税、または国民健康保険税について適用するとしたものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。13番大友勝衛君。

13番（大友勝衛君）

参考のためにお尋ねしたいと思いますけれども、この減免措置、被災者にとっては大変ありがたい制度かというふうに思いますけれども、このことによって大和町の全壊とみなされた家庭におきましてどの程度の該当者がいるのか。予測的に。その辺をお伺いしたいというふうに思います。要は、世帯主の所得のみならず家族の所得も入れてというと、相当該当する方がいないんじゃないかというふうに私なりに考えているところでありまして、果たしてこれが有効な被災された方の助けになるのかどうかという1つの疑問があるものですから、この質問をしたわけでありまして。まずその辺をお伺いしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

今回の地震で被害を受けられた方につきましては、罹災証明の申請をいただいた方々の家屋について現在調査をしているところでございます。家屋の全壊というふうに判定された方々につきましては、町長のあいさつの中にもありましたように5月20日現在で35棟ということでございます。ただ、現在もこれは調査しておりますので、全壊については大体調査はしていると思うんですが、まだ申請が来ておりますので、5月20日現在では35棟ということでございます。

それで、今回の減免対象となりますのが23年度分ということでございます。その所得金額等につきましては、まだ22年中の収入から23年度分の町県民税に関する所得というのが出てきますので、まだそれがはっきり出ていない状況でございます。ただ、今回の被災の状況を22年度の課税分に置きかえてみた場合の、あくまでも試算ということでございます。23年度分の課税の減免ということでございますので、試算するとすれば22年度分に置きかえた形でやらざるを得ませんので、ただその試算につきましてもちょっとこちらで算定しましたのが4月末日までの分でとらえまして、そこで押さえて試算したものはございますが、個人町民税につきましては約600万円程度、国民健康保険税につきましては約990万円程度が該当するんじゃないかというふうには試算してございます。ただ、そのうち何世帯云々というのは今のところはちょっとつかめていない状況でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

13番大友勝衛君。

13番 （大友勝衛君）

要は、課税所得であればいろいろな経費を引いた家族の所得、残った所得に課税されるというような考え方であればわかるんですけども、実際

はもう粗で受けた所得に対してが基本なのか、その辺がちょっと私わからない部分がありますもので、その辺を改めてもう一回お聞きしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

今回、合計所得金額が 1,000万円以下といたしますのは、通常の入から扶養控除とかを引いた残りの分が課税所得金額ということになるんですが、その前の所得金額でございますので、扶養控除等を引く前の所得がどれぐらい……違いますね、済みません。入から扶養控除等を引いた残りが所得になりますので、その分の……済みません、間違いです。例えば給与入でございますと、入から給与所得控除というのが若干引かれます。その分を引いた残りが所得ということになります。その所得が今回の合計所得金額 1,000万円というものに該当するものでございまして、例えば事業、農業をやっている方とかであれば、入から必要経費を除いた額が所得になりますので、その額が 1,000万円以下かどうかということでございますので、それを超える額というのはそんなに多くはないのかなというふうには思っております。

議 長 (大須賀 啓君)  
13番大友勝衛君。

1 3 番 (大友勝衛君)

ということは、要はすべての諸経費等々を含めて、それを差し引いたものが実質課税される所得と理解してよろしいんですか。

議 長 (大須賀 啓君)  
税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

今言ったように、収入がございます、給与であればもらった金額、それから給与所得控除というのがもう決まっております。何百万円から何百万円は幾らということ。それを引いた額が所得ということになります。事業収入、例えば農業とか営業をやっている方につきましては、営業でとらえたその収入から必要経費を除いた額が所得ということになります。それで1,000万円以下かどうかということをお判断します。通常の課税される所得金額といいますのは、その所得から扶養控除とか生命保険料控除とかを引いた残りの額が課税所得金額で、それに税率がかかって税金がかかるということになりますので、その扶養控除等を差し引く前のやつが所得ということをご理解いただきたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

13番大友勝衛君。

13番 （大友勝衛君）

わかりました。そうすると、相当の対象者が少なくなるということで、せつかくの制度が……。私が思うのは、要は10%所得税を納めなければならない、課税そのものが。課税所得日数から見れば。だから、控除される前の所得であれば相当の額が違うんだらうというふうに思うんですね。だから、簡単な例を申し上げますと、例えばアパートがありますよと、そしてアパート収入が月 100万円ありますよとか、そういった場合、経費があつて、残りがあるわけでしょう、支払いを含めて。こういった場合、その所得なのか、必要経費をすべて引いた残った額が対象になるのかという簡単な例を私聞いているんです。そうではないということですね。

議長 （大須賀 啓君）

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 （伊藤眞也君）

例えば、今の不動産事業をやった場合のことですが、不動産の場合、収

入がございます、年間の。それからいろいろな必要経費がございます。それを引いた額でございますので、残りが所得という形になります。ですから、先ほど今回の被害調査の分を22年度に置きかえて試算したものを一応説明したんですが、それで見ましても本当の数名、一、二名でございました、この合計所得金額を超える方は。ですから、ほとんどの方は多分該当するのではないかというふうに考えております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

該当しますから、大友さん。

1 3 番 (大友勝衛君)

わかりました。その辺が、粗所得なのかちょっと私中途半端な理解をしていたものですから、それでよくわかりました。ひとつよろしくお願いたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

この減免について、申請の状況と、その申請に係る手続、これについてお伺いをしたいと思いますが、現在までにその該当する方のうち何名が申請をしておられるのか。あわせて、申請に必要な流れというか、必要書類というんでしょうか、そういったものをお聞かせいただきたい。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

今回の申請状況、そしてその手続の流れということでございますが、今回の減免に係ります町税につきましては平成23年度課税ということでございます。それで、現在課税しておりますのが、4月は国民健康保険税の仮

算定分ということでございます。そして、5月につきましては、この前固定資産税の納税通知書を発送いたしております。これから6月に町県民税の納税通知書、7月に国民健康保険税の本算定の納税通知書を発送するというところでございます。

それで、現在の申請状況と言われますと、こちらで納税通知書を発送しておりますのが、国保税につきましては仮算定ということでございますので、まだ7月の本算定のときに申請していただくように考えております。固定資産税は5月に発送しておりますので、減免のお知らせと、その後ろに減免申請書をすべての納税通知書に入れてございます。現在のところ、こちらに申請されておりますのがまだ30数件……、この前で34件だったんですが、ちょっときょう現在はつかんでおりませんが、そういう状況でございます。ただ、企業さんにつきましては多分これから出てくるのかなというふうに考えております。それ以外の町県民税等につきましてはまだ納税通知書を発送しておりませんので、これからのことになるかと思いません。

申請の流れにつきましては、固定資産税につきましては減免お知らせをしておりますので、それで税務課のほうに申請をしていただくということで、その内容でございますが、その被害があったところ、家屋であれば写真を持ってきていただければと。あと土地につきましても、崩壊したとか、その場所の写真を持ってきていただければというふうに思います。

あと、これからですが町県民税等につきましては、現在しております罹災申請に係る調査、それで半壊以上ということで同じ扱いにしておりますので、それで大体該当者はつかめるのかなというふうに思っておりますので、それにつきましてはちょっと別個に何らかの手段でお知らせするなりして減免手続をしていただくかなというふうに考えております。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

ただいまご説明いただいたその申請の中の写真ということでもありますけれども、このことについて私のほうにもある方からお話もいただいでいて、被災された方で写真を準備することがなかなか通常時と違って難しいというようなお話もありますし、あわせて町としては全壊、半壊等々、罹災証明あるいは調査等によって既に確認を事前にしておるという状況の中で、この申請時にあえて再度写真の提出を求めるということは、どれだけの効果がある絶対必要条件なのかというふうに私は感じるわけですが、もし絶対必要だということであればその理由をお聞かせいただきたいですし、もし今言ったように手段が別にあるとすれば、そういったものについてはわかるもので対応できるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

済みません、ちょっと説明不足でございました。

家屋につきましては、今罹災証明の調査をしておりますので、それでこちらで把握できます。ただ、あくまでも罹災証明は住家ということで、住んでいる家が対象でございます。それ以外の物置とか附属屋といいますか、そういうものについてはこちらで把握できませんので、その際に写真等つけていただければわかりやすいのかなと。ただ、それがなければこちらで当然調査に行きますので、その際の判定でわかりますので、なければそれはこちらで……、写真があっても調査に行きますので、それは必要条件ではありませんので、その辺ご理解いただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

6番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

ただいまいただいたご回答のように、申し込む立場の人間にとっては思った以上に負担感を感じる場合もあるようでございますし、限られた方々への対応ということでもございますので、窓口での申請については十分その辺を配慮いただいた上で、かわってできるものについては対応するような体制をとっていただきたいというふうに思うんですが、対応できるでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

現在も被災証明とかいろいろ証明関係、今回の災害で取りに来られる方が大分おります。その際にもこちらできちんと対応しておりますので、そのようにこれからも対応させていただきたいというふうに思います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算)」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

それでは、議案書の11ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

次の12ページをお願いいたします。

平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）につきましては、次に定めるところによるものでございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,273万8,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

別紙の事項別明細書の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項1目1節の現年度分調整交付金につきましては、法定負担分の確定による計上でございます。

7款繰入金2項1目1節の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため基金から繰り入れした金額を戻し入れするものでございます。

次のページ、歳出をお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費の13節委託料につきましては、第5期の介護保険事業計画策定に伴います事前調査の業務委託料の精算による減額でございます。

2 款保険給付費 1 項 1 目居宅介護サービス給付費から 3 目につきましては、財源調整でございます。

4 目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、認知症対応型共同生活介護、すなわちグループホーム等に係る給付費の確定見込みによるものでございます。

2 項高額介護サービス費 1 目高額介護サービス費につきましては、高額介護サービス費の22年度分の支払い見込みによるものでございます。

3 目高額医療合算介護サービス費につきましては、財源の調整でございます。

次のページの 3 項介護予防サービス費等諸費 1 目介護予防サービス給付費等につきましては、財源調整でございます。

2 目介護予防サービス計画給付費等につきましては、介護予防サービス計画給付費に係ります確定によるものでございます。

4 項特定入所者介護サービス費、5 項その他諸費につきましては、財源の調整によるものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 「承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度大和町一般会計補正予算)」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

それでは、議案書14ページをお願いしたいと思います。

あわせて、専決1号ということで別冊の資料もございますので、そちらもあわせてご準備をお願いします。

今回の4月1日付の専決につきましては、過般開催されました3月定例会におきまして事前にご説明いたしておるところでございます。今回の震災によります早急な復旧に係る調査費、工事費等につきまして措置をいたしたものでございます。

14ページにつきましては、専決の承認をお願いするに当たりましての案文の記載でございます。

15ページをお願いしたいと思います。

平成23年度大和町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3億3,508万円を追加いたしまして、予算総額を82億3,448万円といたすものでございます。

予算の補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、15款住宅応急工事国庫負担金1,560万円でございます。

次に、災害応急対策財源といたしまして、19款財政調整基金からの繰り入れ3億1,900万円でございます。

それから、調整財源といたしまして21款諸収入が48万円となっております。

続きまして歳出でございますけれども、4ページをごらんになっていただきたいと思っております。

この歳出につきましては、3月定例会におきましてご説明をさせていただきましたとおりでございますけれども、早急な災害対策を行うために10款災害復旧費2項東北関東大地震災害復旧費といたしまして、1目につきましては総務災害復旧費、2目衛生環境

災害復旧費、3目上下水道施設災害復旧費、4目農林商工施設災害復旧費、5目土木施設災害復旧費、6目教育施設災害復旧費といたしまして、目を6つの費目に大別いたしまして、節につきましては7節賃金から13節委託料の業務委託料、15節工事請負費、16節原材料費、19節補助金等に分類いたしまして予算計上を行ったものでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9「議案第33号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、議案第33号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

議案書の17ページをごらんいただきます。

議案第33号 大和町税条例の一部を改正する条例でございます。

大和町税条例の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加えるものでございます。

今回の町税条例の一部改正につきましては、東日本大震災で被災された方々の負担の軽減を図るために、個人町民税、固定資産税に係ります特例措置等が地方税法のほ

うで講じられました。それに合わせまして、関係する町税条例の一部を改正するものでございます。

附則第22条でございますが、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について規定したものでございます。

第1項につきましては、所有する資産が受けた損失金額につきまして、納税義務者の選択によりまして今回の大震災により生じた損失を平成22年中において生じた損失の金額とみなして、平成23年度以後の個人町民税の雑損控除等の特例を適用することができるものとしてございます。

本来であれば、今回の大震災は23年の3月でございますので、来年の申告の際に雑損控除なりが適用されます。ただ、今回の大震災で職を失ったりする方がことしいんじゃないかということで、23年中の収入が少なくなる方が大分出てくるんじゃないかということで、今回の特例は23年に出た損失でございますが、それを22年中に生じたものとみなすという特例の規定でございます。そうすることによって、納税者の得になるような形にしたと。あくまでもこれは震災に関係ない方についてはそのまま来年の申告で雑損控除なりしていただくということもできますので、納税義務者の選択ということでございます。

また、この特例を選択した場合は、今回の大震災に係る損失は平成23年において生じなかったものとみなすことを規定したものでございます。

第2項につきましては、第1項の雑損控除の特例の適用を受けた場合におきまして、東日本大震災に係る損失金額が平成24年以後に生じた場合における読みかえを規定したものでございます。

第3項につきましては、第1項の雑損控除の特例を受けた損失金額の中に、生計を同じくする親族の有する資産がある場合の規定でございます。第1項の規定を選択した場合の親族に係る損失額は平成23年において生じなかったものとみなすことを規定したものでございます。これは選択で、前年の雑損控除を適用した場合はそういうことでみなすという規定でございます。

第4項につきましては、第1項の雑損控除の特例の適用を受けた場合におきまして、大震災に係る親族の資産損失額がある場合で、その損失が平成24年以降に生じた場合における読みかえの規定でございます。

第5項につきましては、第1項の特例の規定を適用する場合は、申告書にその適用を受ける旨を記載しなければならないことを規定したものでございます。

18ページでございます。

附則第23条でございますが、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例について規定したものでございます。住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除というものでございますが、この適用を受けていた住宅が東日本大震災により被害を受けて居住することができなくなった場合におきましても、控除対象期間の残りの期間につきまして引き続き住宅ローン控除を適用することができるように規定したものでございまして、今回新たに制定されました東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、震災特例法といわれるものが国のほうでつくられております。この第13条第1項に基づきます関係法令の読みかえによりまして、引き続き住宅ローン控除を適用させることを規定したものでございます。

附則24条につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したものでございます。

第1項は被災した住宅用地等に対する固定資産税の特例、これは宅地の標準額3分の1とする特例でございますが、これに関する規定でございまして、地方税法附則第56条第1項、これは東日本大震災に係る被災住宅用地に対する固定資産税の特例について規定したものでございますが、この附則第56条第1項の規定の適用を受ける場合は、18ページの最後の行に記載しております（1）から19ページの（4）までの事項を記載した申告書を町長に提出しなければならないことを規定したものでございます。

第2項につきましては、地方税法附則第56条第1項の住宅用地の課税標準の特例の適用を受ける土地に係る固定資産税につきましては、町税条例第74条で定める住宅用地の申告、これにつきましては途中で移動があった場合は申告していただくようになっておりますが、これについては適用しないことを規定したものでございます。

第3項につきましては、地方税法附則第56条第4項、これは東日本大震災により被害を受けた家屋の敷地として利用されていた土地が共有であった土地、これは参考では特定被災共用土地というふうにしてはいますが、この特定被災共用土地に係る固定資産税に関しましては、当該土地の各共有者が土地の持ち分の割合によって案分した金額について納付する義務を負うこととした規定でございまして、この固定資産税の案分の申し出についてを規定したものでございます。

第4項につきましては、地方税法附則第56条第9項の規定によりまして、特定被災共用土地とみなされた仮換地等に係る固定資産税の案分の申し出に関する読みかえの

規定でございます。

20ページをごらんいただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、附則に3条を加える改正規定の中の附則第23条、住宅ローン控除に関するものについては24年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10「議案第34号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第34号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第34号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例議案の説明資料の4ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

このたびの条例改正につきましては、東日本大震災により被害を受けた方々へ、国の定めました特例法、政令に基づきまして、現在の条例に特例分を追加するものでございます。

現在の弔慰金条例につきましては、大きく3つの点の支援内容が記述されております。1つとしましては死亡された方への弔慰金、2つ目としましては災害により大けがをし、身体障害者となった方への見舞金、3つ目に災害により住居等が全壊、半壊、流出した世帯への住宅復旧生活再建のための融資、災害援護資金という内容について定義づけがされております。

このたびのこの条例改正につきましては、3点目の災害援護資金融資制度につきまして追加の改正を行うものでございます。具体的な内容としましては、その援護資金融資の金利につきましてこれまで国のほうで3.0%、そして保証人というものを義務づけしておりましたものを1.5%に改め、さらに保証人は必要ないと。ただし、保証人をつけた場合につきましては1.5%の利子が無利子となるという改正でございます。

2点目としまして、据え置き期間、「3年」とあったものを「6年」、「5年」とあったものを「8年」というふうに改正を行うものでございます。償還の年数につきましても、「10年」を「13年」と改正するものでございます。

この条文につきましては、附則の第2条としまして東日本大震災に係る特例措置としまして追加されるものでございまして、1項がただいまご説明しました貸し付け内容の改正でございます。

2項としましては、当該融資を受けた方が死亡または著しい障害に陥った場合は、一部償還が免除できると。さらに、その場合融資後の据え置き期間を猶予するという制度でございますが、さらにそれに新たに追加しまして、猶予しさらに期限を迎えた時点で無資力、資金等の返済能力がなくなった状態に陥った場合は、その時点でさらに一部減免、免除を行うことができるというものを定義づけたものでございます。さらには、保証人を義務づけしておいたものを義務づけしないというふうに改正するものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、21ページ、附則としまして、この条文は公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用するというものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時13分 休 憩

午前11時22分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第11「議案第35号 平成23年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第11、議案第35号 平成23年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

それでは、一般会計補正に入ります前に、関連がございますので別冊の議案説明資料、総務まちづくり課と記載しておりますので、そちらの資料のご参照をお願いしたいと思います。

町の方針といたしまして、被災者支援に関する各種制度をまとめましたので、制度の内容について一括説明をさせていただきます。なお、それぞれの制度につきましては概要を記したものでございまして、国、県及び町単独の制度を一覧といたしました。現在、国においてさまざまな制度設計が行われておりますので、今後も新たな制度が追加される可能性がございますので、確定された場合につきましては機会をとりましてご報告申し上げたいというふうに考えております。

それでは、1ページ目でございます。

(1) 住宅の応急修理制度、被災者再建支援金、見舞金、弔慰金等についてでございます。

1番目が住宅の応急修理ということでございます。対象者につきましては全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、その他の区分というふうにしてございまして、それぞれ該当するところに丸を記しております。

制度の概要でございますが、半壊以上の被害を受けた住宅の応急修理を行うことで、避難所等への避難を要せず、被害を受けた住宅で生活が可能と見込まれる方で、一定の所得要件を満たす方が対象でございます。1世帯当たりの助成額は52万円以内というふうになってございます。担当窓口と、それから制度といたしまして国の制度であることを記してございます。

2番目、被災者生活再建支援金でございます。全壊、大規模半壊が対象となっております。住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けた方に、住宅の罹災程度、再建方法に応じまして支援金を支給するものでございまして、基礎支援金と加算支援金の2段階に分かれて支給するものでございます。金額については75万円から300万円まで、それぞれの被災程度、再建方法によって異なっております。

3番目、被災者住宅再建支援金、半壊世帯というふうになっております。これにつきましては、町の単独の制度ということで提案をしてございます。被災者再建支援金対象外で、半壊被害を受けた方への支援金を支給するもので、一律25万円を支給したいというふうに思っております。半壊の対象者は現在のところ90件というふうになってございます。

4番目、災害復興住宅融資利子補給助成金でございます。これにつきましても、町単独の制度でございます。被災した住宅の所有者等で、独立法人住宅支援機構または町内の金融機関から住宅建設、購入、補修等に対するために受けた融資に係る利子相当額に対しまして、金利の2分の1、1%を上限としまして5年間の利子補給を行う

ものでございます。ただ、農機具、作業場等は除くものとしてございます。補修及び建設、購入等の融資の上限については、それぞれ借り入れを起こした金融機関によるものでございます。

5番目、被災住宅等災害廃棄物処分料の無料化ということでございます。既に被災ごみについてはそれぞれの収集場所のほうに集めておりますが、これについての無料化ということでございます。震災によりまして被災した家屋の解体に伴い発生する瓦れき類、木くず類の処分料を無料化するもので、罹災証明または被災証明による証明が必要としておりまして、現在2カ所を指定して受付をしてございます。

6番目、町営住宅の一時使用料の減免でございます。住宅が全壊または全焼、流出等の被害を受けた被災者が、緊急避難措置として目的外使用許可によりまして公営住宅に一時入居する場合、許可した日から2年間、住宅の使用料を免除するものでございます。

7番目、災害弔慰金でございます。震災に起因いたしまして亡くなられた方の遺族に対しまして弔慰金を支給するものでございます。250万円から500万円ということで、それぞれの対象によりまして金額が変わっております。

8番目、災害障害見舞金でございます。災害によります負傷、疾病等で精神または身体に著しい障害が出た方に見舞金を支給するものでございます。それぞれの区分に応じまして125万円から250万円というふうになってございます。

9番目、災害援護資金でございます。震災で世帯主が全治1カ月以上の重傷を負ったときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合に、生活の立て直しのための災害援護資金の貸し付けをするものでございます。利率が当面の間0%あるいは1.5%ということで、その年次によって異なっております。金額も170万円から350万円というふうになってございます。

(2) 当面の生活資金や生活再建の資金でございます。

10番目、生活福祉資金貸付制度でございます。所得の少ない世帯や障害がある方、高齢者が同居する世帯に対しまして、低利子で貸し付けを行うものでございます。限度額が60万円、返済期間20年というふうになってございます。担当窓口については社会福祉協議会でございます。

11番目、母子・寡婦福祉資金貸付でございます。母子家庭や寡婦の方へ住宅資金や生活資金の貸し付けを行うものでございます。10種類以上のメニューがございますので、相談していただければというふうに思っております。利率が0%から1.5%、返

済期間については貸し付けの種類によって異なるというふうになっております。

12番目、臨時特例つなぎ資金でございます。低所得者向けということでございます。離職者等の支援、災害専用ではないため利用者があれば利用できますという内容でございます。10万円まで無利子で1年以内の償還というふうになっております。これにつきましても、社会福祉協議会の窓口となっております。

(3) 被災者への相談業務等でございます。

13番目、被災者の心と体の健康管理相談支援ということで、被災者の心のケアの支援をするというふうになっております。

14番目、一人暮らし高齢者世帯相談支援事業でございます。ひとり暮らしの訪問相談等の実施をするという内容でございます。

15番目、被災者生活相談事業でございます。生活再建のための相談ということでございます。

(4) 税金や保険料等の減免・猶予でございます。

16番目、国民健康保険医療費の自己負担金の免除でございます。医療機関に支払う診療代、自己負担分を免除するものでございます。6月までに医療機関の窓口に出が必要となっております。7月からは医療機関の窓口で免除証明書の提示が求められるものでございます。

17番目、国民年金保険料の減免でございます。被災に応じ、国民年金保険料の特例免除が適用されるものでございまして、申請期限は7月末となっております。

18番目、後期高齢者医療費の自己負担金の免除でございます。16番目の国民健康保険医療費の自己負担の減免と同様の内容というふうになっております。

19番目、後期高齢者医療保険料の減免でございます。被災した世帯に対しまして、被災の程度及び世帯の総所得に応じて後期高齢者医療費保険料を減免するものでございます。

20番目、介護保険料及びサービス利用料等の減免でございます。住宅が半壊以上の被害を受けた世帯に対しまして、被災の程度に応じ介護保険料及び介護利用者負担料等を減免するものでございます。

21番目、町税の減免でございます。平成23年度分の個人町民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税を被害者の程度に合わせて減免するものでございます。

22番目、災害支援制度申請時の手数料の減免でございます。災害支援制度に伴う申請書の窓口での手数料を免除するものでございます。

(5) 子供の養育支援等でございます。

23番目、保育料の減免及び補助でございます。これにつきましては、一時預かり保育を含むものというふうにしております。住宅が半壊以上の判定を受けた世帯で、被害の程度に応じて保育料の減免及び補助を行うものでございます。一時預かり保育、それから無認可の保育所、これを含んでの制度でございます。

24番目、私立幼稚園授業料の減免でございます。住宅が半壊以上の判定を受けた世帯で、私立幼稚園に通園している保護者の保育料を助成するものでございます。被災の程度によりまして授業料の減免を行うというものでございます。

25番目、就学援助費助成でございます。住宅が半壊以上の判定を受けた世帯で、被害の程度に応じて1年以内に限り学用品等の支給をするものでございます。

26番目、奨学資金の償還猶予でございます。住宅が半壊以上の判定を受けた世帯で、被害の程度に応じて奨学資金の借入れを行っている方の奨学金の償還を1年以内の期間で猶予するものでございます。

(6) 水道料金・下水道料金等の減免・猶予でございます。

27番目、水道料金等の減免でございます。震災等によりまして宅内に漏水被害のあった方で、漏水水量に応じて使用料を減免するものでございます。また、震災によりまして住宅が被災し、住宅の新築、改築に伴いまして給水装置の新設、改造工事が必要になった場合の加入金及び手数料を減免するものでございます。

28番目、公共下水道使用料等の減免でございます。震災によりまして宅内に漏水被害のあった方で、漏水水量に応じて使用料を減免するものでございます。震災によりまして住宅が被災し、住宅の新築、改築に伴いまして下水道設備の新設、改造工事が必要になった場合の受益者負担金について減免するものでございます。

29番目、農業集落排水事業使用料の減免でございます。震災によりまして宅内に漏水被害のあった方で、漏水水量に応じて使用料を減免するものでございます。

30番目、合併処理浄化槽事業使用料の減免でございます。震災によりまして宅内に合併処理浄化槽が被害を受け、使用不能期間に応じて使用料を減免するものでございます。震災によりまして宅内に漏水被害のあった方で、漏水水量に応じて使用料を減免するものでございます。震災によりまして住宅が被災し、住宅の新築、改築に伴いまして浄化槽の設置が必要になった場合の受益者負担金について減免するものでございます。

(7) 農業者・中小企業者等への支援・緊急雇用等でございます。

31番目、農地等小災害復旧事業でございます。1カ所の工事費が40万円以下の農地、

農業施設の災害復旧工事の助成ということでございます。補助率70%というふうになっております。

32番目が天災資金でございます。被災農林漁業者が早期経営再建及び経営の維持回復並びに復旧を図るため、融資機関から借り入れた資金の借入利子の一部を助成するものでございます。

33番目、農業者年金保険料の減免でございます。被災に応じ、農業者年金保険料の特例免除が適用されるものでございます。

34番目、中小企業振興資金、災害関連枠として別枠で制度設計をしております。震災によりまして被害を受けた中小企業者への支援策の一環としまして、金融機関から事業を再建するために災害資金の融資を受けた場合の利子分について一部補給を行う制度で、貸付金利の2.2%の利率のうち1%相当を町が補給して行うものでございまして、返済期間7年、据え置き期間2年以内というふうにしております。

35番目が緊急雇用創出事業でございます。臨時職員の雇用ということで、離職者及び罹災者を優先して採用するというふうなことでございます。対象者については大和町に住所を有する方というふうにしてございます。

36番目、区集会施設建設事業補助金でございます。震災によりまして被災した地区集会施設の修繕に係る経費の一部の助成を行うもので、修繕に要した費用の2分の1、150万円を限度として助成するものでございます。

以上が町で支援策として講じた制度の一覧でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

議案書の22ページをお願いいたします。あわせまして事項別明細書の説明資料についてもお願いを申し上げます。

議案第35号 平成23年度大和町一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9億9,607万3,000円を追加いたしまして、総額を92億3,055万3,000円とするものでございます。

補正の内訳につきましては、第1表のとおりでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、中小企業振興資金災害対策融資のための補正ということで、限度額を第2表のとおり300万円増額して変更するものでございます。

第3条につきましては地方債の追加でありまして、今回の災害復旧に対応いたします起債を3億5,380万円、起債制度に従いまして計上いたしましたものでございます。

事項別明細書、3ページをお願いしたいと思います。

国庫負担金1節住宅応急工事負担金につきましては、総務災害復旧費負担金から公共土木施設災害復旧費への移しかえというような形で1,560万円を減額させていただいております。

3節につきましては、公共土木施設災害復旧費負担金4億2,120万円でございます。

4節につきましては、公立学校施設災害復旧費負担金5,558万8,000円でございますけれども、主なものにつきましては大和中学校、それから学校給食センターに係る負担金が入っております。

15款2項国庫補助金でございます。

1節都市施設災害復旧費5,600万円につきましては、排水施設災害復旧費等復旧事業に要する補助金となっております。

2節社会教育施設災害復旧費補助金3,390万1,000円につきましては、総合体育館、体育センターの災害復旧に係る補助となっております。

16款県支出金1節災害弔慰金負担金につきましては、国2分の1、県4分の1相当の負担金を計上いたしておるところでございます。

4ページをお願いいたします。

19款繰入金2,200万円につきましては、財政調整基金からの今回の災害対応としての繰り入れでございます。

21款諸収入3目貸付金元利収入3,000万円につきましては、中小企業振興資金預託金の年度内返還による収入となっております。

同じく21款5項雑入でございますけれども、市町村振興協会災害支援金2,500万円、それから宮城県及び全国町村会見舞金300万円、財源調整のための諸収入1万4,000円でございます。

22款町債につきましては、今回の災害に対応いたしますための起債を計上いたしております、総額は3億5,380万円となっております。

議 長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

それでは6ページ、歳出でございます。

2款2項2目賦課徴収費の13節委託料でございますが、今回の大震災で被害を受けられました方々に対して町税の減免、先ほどご説明いたしました減免条例でございますが、これに基づきまして町税等を減免するに当たりましてコンピュータープログラムを修正するための業務委託料でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、3款民生費でございます。3項1目復興支援費でございます。こちらの19節につきましては補助金でございます。先ほど千葉課長のほうから議案の説明資料で説明していただきましたナンバー4の分でございます。災害復興住宅融資利子補給でございます。これにつきましては町の単独としましてこのたびの震災に遭われた家屋の中で新しく新築等を行う世帯に、町としましても町内の金融機関等々からいろいろ、農協さんも含めまして情報収集した中で、相談に見えられた方が総数で12世帯と。貸し付けのほうまで実行する方はまだはっきり明確ではございませんけれども、12世帯ということで、この方々に対しまして先ほどの利子補給、1%上限ということで、考え方としましては、12世帯、1世帯平均2,000万円、合計融資総額2億4,000万円の中の利子1%相当分240万円を平成23年度分として利子補給補助金として計上させていただいた次第でございます。

21節の貸付金につきましては、やはり先ほどの説明資料の9番目、弔慰金条例改正でも説明させていただきました災害援護資金の貸付金でございます。この災害援護資金につきましては、全壊世帯で1人当たり350万円まで、半壊世帯で250万円まで借りられるという国の制度でございます。これにつきましても役場の相談窓口等々でのいろいろな相談の中での判断でございますけれども、半壊世帯250万円につきましては約10世帯が融資を受けられそうだという情報でございます。それか

ら全壊で3世帯ということで、合わせまして3,550万円、これにつきましては全額国、県のほうからの融資でございまして、町としましては貸し付けして、それを回収して県のほうに返していくということでございます。町からの持ち出し等は一切ないわけでございますけれども、町を通しての貸し付けという予算でございます。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございまして、28節の繰出金、これにつきましては戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございまして、災害復旧に要する経費でございまして、

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 (庄司正巳君)

5款の農林水産業費でございまして、1項5目農地費でございまして、28節繰出金につきましては、地震災害復旧関連での農業集落排水事業特別会計への繰り出しに要する所要額の計上でございます。

次、7ページでございまして、

6款商工費でございまして、1項2目商工振興費でございまして、地震被害を受けた中小企業者に対して、資金繰りの一助となるように中小企業振興資金融資の災害関連枠として拡充、対応するものでございます。先ほどの総務まちづくり課長の説明の中のナンバー34ということでございます。

内容につきまして、19節負担金につきましては町中小企業振興資金保証料として県信用保証協会への負担にするもの、補助金につきましては町中小企業振興資金利子補給費1%に係るものでございます。

21節貸付金につきましては、町中小企業振興資金預託金に要するものでございまして、預託金3,000万円、この3,000万円の10倍、3億円までの融資が可能ということでございます。

22節補償金につきましては、町中小企業振興資金損失補償に係る所要額を計上いたしております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

7款土木費4項都市計画費2目下水道費、28節につきましては下水道特別会計への繰出金でありまして、地震災害の復旧事業への繰り出しでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 (森 茂君)

9款教育費5項保健体育費、総合運動公園の管理費でございます。需用費、役務費ということで計上させていただいております。これらにつきましては、自衛隊駐屯に伴います水道料等の補正並びに浄化槽等の清掃に要する所要額でございます。自転車競技場管理費につきましても、同じく自衛隊駐屯によります水道料の補正ということで所要額の補正をさせていただいております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

10款2項1目総務災害復旧費でございます。

3節職員手当につきましては、震災後の現地調査及び4月7日に発生いたしました余震等によります職員の時間外手当に関する費用でございます。

11節需用費につきましては、避難所等で使用いたしました資材の補給を備蓄倉庫等へ補てんを行うものの費用でございまして、懐中電灯、救急箱の薬品等の消耗品、それから補充用の燃料、非常食料等に要する経費でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

11節需用費中、修繕料につきましては吉岡コミュニティーセンター3階、コミュニティーホールの修繕に要する費用となっております。

15節工事請負費でございますけれども、国の制度によります住宅修繕工事 1,560万円を、今回この総務費より土木施設災害復旧費のほうに移しかえるための減額が 1,560万円ございます。それから、役場庁舎復旧工事費といたしまして 2,320万 5,000円をお願いいたすものでございます。相殺で 760万 5,000円となっております。

18節備品購入費でございますけれども、避難所用発電機の購入費用といたしまして 5台分を措置させていただいたものでございます。

20節扶助費でございますけれども、1,500万円につきましては先ほど総務課長がご説明申し上げました7番に対応する遺族扶助費というふうな形で、500万円の3名分で 1,500万円というような計上でございます。

それから、災害扶助費 2,250万円につきましては、やはり先ほど説明いたしました3番に対応するものでございまして、被災者再建支援金といたしまして国の支援制度のない半壊世帯に対します支援措置といたしまして25万円の90世帯分を計上いたしております。

3項上下水道施設災害復旧費でございますけれども、4月1日付専決第1号におきまして先ほどご承認をいただきましたものでございますけれども、すべて一般会計で措置しておりました1億 1,873万円でございますけれども、本来の会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計にそれぞれ計上し直し、国庫支出金、起債等を充当いたしまして、支出を行うため本科目から減額いたそうとするものでございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

4目農林商工施設災害復旧費でございます。先ほど総務まちづくり課長が説明いたしました中のナンバー31も含めて、農業等の小災害も含めての説明ということでございます。

初めに11節修繕費につきましては、ため池の土砂詰め、農道砂利敷き等、農業用応急復旧に要する修繕料の減額でございます。

13節委託料等につきましては、林道高倉線等に係る国災申請のための路線測量、詳細設計等業務委託に要する所要額の計上でございます。

15節工事請負費につきましては、宮床基幹集落センター、七ツ森陶芸体験館建物修繕工事に要する所要額の計上でございます。

19節補助金につきましては、さきに23年4月1日付で専決いただいたものに追加しての計上ございまして、ため池等の農業用施設災害復旧事業、水田亀裂、液状化、地割れ等の農業用施設等災害復旧に要する小災害の助成に要する補正額の計上でございます。

なお、内容につきましては別紙の説明資料をごらんいただきたいと思います。

産業振興課関係の説明資料、1ページでございます。

主として農業用施設と林道関係等でございます。

1番としまして農業用施設等災害復旧事業でございますが、1の対象施設等につきましては田んぼ、畑、ため池等、記載のとおりでございます。

2番の復旧の基本方針でございますが、原形復旧を基本といたしまして、1カ所の工事費が40万円以上のものについては記載の暫定法に基づき国災として実施しまして、1カ所の工事費が40万円未満のものにつきましては町単独の小災害復旧事業により実施するものでございます。

3として、国災について予定しているものを記載いたしております。

1番のため池でございますが、落合相川の大松ため池でございまして、被害額、被害の情報につきましては記載のとおりでございます。

それから2番から4番につきましては水路3カ所でございますが、鳥屋、下桧和田、三ヶ内地区に係るものでございます。なお、2番の鳥屋地区の箇所には富谷町新巻貫という記載がございますけれども、受益を受けているのが大和町の鳥屋地区なものですから、国災の申請は大和町ということでございます。

それから3番の落合下桧和田の和が抜けております、済みません。記載をお願いいたします。

それから5番目の頭首工につきましては、幕柳堰に係るものでございます。

それから6番目の揚水機につきましては、下桧和田揚水機場に係るもの、7番排水機につきましては西川排水機場に係るものでございます。

4番、小災害につきましては合計で137カ所ございまして、地区ごとの内訳は記載のとおりでございます。ただ、内容のうち鶴巣地区が全体の47%と、半分近くになっておりまして、水路の被害が多くなっております。全体といたしましても田んぼ、水路に係る被害が多くなっている状況でございます。

5月20日現在の補助金の申請額は2,934万2,000円となっております。

次に、2ページでございます。

5番の負担割合でございますが、①国災、農地の場合でございますが、調査設計費と実施設計費の負担割合は受益者2分の1、町2分の1でございます。工事費につきましては国が50%、残りの50%を受益者が0.2、2割、町が0.8、8割の負担というふうになっております。ただ、激甚災害の国の補助率増高が見込まれますが、まだ補助率の増加が確定しておりませんので、通常ベースでの補助率で記載をしておりますので、ご了承お願いいたします。

それから②国災、施設の場合でございますが、調査設計費と実施設計費の負担割合は受益者2分の1、町2分の1でございます。工事費につきましては国が65%で、残りの35%を受益者が0.2、2割、町が0.8、8割の負担となっております。これも補助率は通常ベースで記載しております。

それから③小災害でございますが、農地、施設共通でございますが、工事費に対して受益者が0.3、町が0.7ということで、町が7割の助成というようなことでございます。

それから6の事業スケジュール、①国災のスケジュールでございますが、応急復旧につきましては6月ごろまで、調査設計につきましても4月から6月まで、そして査定が7月から9月ということでございます。復旧工事につきましては10月以降というような形になっております。それから小災害につきましては4月6日に関係者に対する説明会を行っておりますが、適用申請を今月いっぱいまでということにいたしております。それを受けまして交付申請を6月まで、そして工事を交付申請を受けた後に年度いっぱいの3月まで実施していただきまして、工事終了後に随時補助金を交付いたしたいというふうに考えております。

それから3ページでございます。

2の林道施設災害復旧工事でございますが、国災につきましては次の2路線、林道鍛冶屋敷線、林道高倉線を予定いたしております。被害額、被害状況につきましては記載のとおりでございます。補助率につきましては90%以上でございますが、利用区

域面積、木積量等により積み上げ、これから確定値というものが示される予定でございます。

3の事業スケジュールにつきましては、調査設計が6月まで、査定設計が7月から8月の間、復旧工事は10月以降というような予定でございます。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

5目土木施設災害復旧費につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の補正をお願いいたす額につきましては7億5,484万7,000円でございます。補正前の額と合わせますと7億7,957万2,000円といたすものでございます。

財源の内訳等につきましては記載のとおりでございます。

今回の被害状況と災害復旧方針等につきましては、別冊の議案説明資料、土木施設災害復旧事業関係でご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページをお開きいただきたいと思います。

東北地方太平洋沖地震土木施設災害復旧事業でございます。

1の公共土木施設災害復旧事業でございますが、対象は町道と河川と公園でございます。復旧方針は原形復旧を基本とするものでございますが、原則として1カ所の工事費が60万円を超えるものについては国災、60万円未満のものにつきましては単独債というふうに区分けをしております。

3の道路橋梁災害復旧事業でございますが、国災分といたしまして被害箇所数は54路線、60カ所に上るものでございます。地域区分けは表のとおりでございますが、このうちの半数以上、34カ所については下水道の埋設部の関連での道路被害のあったものでございます。概算事業費は4億8,890万円に上ります。

②の単独災でございますが、被害箇所は36路線の37カ所になります。概算事業費は1,511万4,000円になります。

(2)の復旧スケジュールであります。調査設計は4月から7月、災害査定は5月30日から8月ころまで想定しております。復旧につきましては6月から早速入りたいというふうに思っております。次年度まで線が延びておりますが、これは下水道と

の関連での事業が想定されますので、その下水道等の事業の進みぐあいによって年度末あたりでの施工になるものもあるというふうに考えておりました、そういった状況に至っております。2カ年での実施になる予定でございます。

4の河川災害復旧事業でございますが、国災につきましては1カ所、山田川の護岸崩壊の箇所がございました。これの概算事業費は700万円でございます、これに対する災害査定は5月30日を予定しております。単独災につきましては3河川で、山田川、湯名沢川、松抜川。松抜川につきましては普通河川でございます、宮床川の支流になりますが、宅地裏ののり面の亀裂があった箇所でございます。これの復旧です。山田川につきましては、橋の足元の崩れとかのり面崩れ、湯名沢川につきましてはのり面のくずれの復旧でございます。概算事業費は220万5,000円でございます。復旧のスケジュールは4月から9月を想定しております。

続きまして2ページをお開きいただきまして、公園災害復旧事業でございますが、国災分として八谷館緑地の復旧がございまして、園路の舗装、手すり、階段、あずまやの破損がございました。これに要する費用は1,100万円。

単独災としては5公園と1都市下水路でございます。5公園は仙台北部中央公園、これはのり面崩落です。城内大堤はやぐら屋根の落下、まほろば公園につきましてはインターロッキングの段差がありましたので、その修繕。東下蔵につきましては、トイレの目隠しのブロックの破損があったので、その修繕。八谷館緑地につきましては、L字型の擁壁の傾斜を修繕するものでございます。それから道下下水路につきましては、水路の構造物、接合部、これ目地ですけれども、このコンクリートの剥離が5カ所ありましてので、この目地補修です。概算事業費は205万円でございます。復旧につきましては7月から12月にかけて復旧したいというふうに思っております。

続きまして2の都市施設災害普及事業でございますが、対象は緑地、緑道、防災調整池でございます。復旧方針であります、公共土木施設事業と同様に60万円以上を国災、それ未満を単独災というふうに原則として考えております。

都市施設災害復旧の国災分としては4カ所ございまして、大和インター1号、2号の管理用通路の陥没がございましたのでこの修繕、それから流通平の2カ所でございますが、これについてはのり面崩落がありましたので、その修繕ということになります。概算事業費は1億1,200万円ありますが、ほとんどが流通平の2カ所の復旧に要するものでございます。災害査定は6月13日、14日と決まっております、

この日に査定を受けまして復旧に当たるということでございます。

単独災であります、4カ所ございまして大和インター1号、2号の調整池、概算事業費が890万円ということで、1カ所60万円をはるかに超えておりますけれども、ここの場合の考え方ではありますが、防災調整池の中のブロック積みの箇所でも多数亀裂が走っております。その復旧に当たっては目地詰めを考えておりまして、こういった場合被害額が大きくなっても国災の対象外になるというものでございましたので、その額の大半は防災調整池のブロック積みの目地詰め工事を実施するものでございます。そのほかに、吉岡南緑道の崩落があった箇所についての修繕と、もみじヶ丘歩道橋の修繕でございます。復旧スケジュールは7月から12月を考えております。

続きまして、3ページの3の公営住宅災害復旧事業であります、対象は公営住宅、今回多く被害のあった木造住宅が対象でございます。この復旧方針ではありますが、1カ所の復旧費が11万円を超えて、合計で190万円以上になった場合は国庫補助に該当するというような規定がございますが、今回これには該当しませんので、単独で復旧を図ろうとするものでございます。

木造住宅の被害の状況については記載のとおりであります、全体で45カ所ございました。そのうち、瓦のずれが22戸でございました。そのほか、壁の落下、これらが多く見受けられたということでございます。これらの修繕に要するのが493万5,000円でございます、6月から7月にかけて復旧をしたいというふうに思っております。

それでは、事項別明細書の9ページをお開きいただきたいと思っております。

7節賃金につきましては、道路の応急復旧作業に要するものでございまして、余震が続いておりまして、それに対応した復旧をしているところでございまして、それに要する費用でございます。

11節需用費の消耗品費につきましては、測量ポールやカラーコーン、あるいは注意喚起用の立て看板、それからブルーシート等の購入に要するものでございます。

修繕料につきましては、町営住宅の屋根の瓦や壁の修繕等に要するものでございます。

13節委託料につきましては、国災申請に係る調査設計業務委託に要するものでございます。

15節工事請負費につきましては、先ほどご説明申し上げました災害復旧に要するもののほか、住宅の応急修理工事に要するものでございます。52万円の30戸を計上して

ございます。

16節の原材料費につきましては、道路維持補修用の砕石、アスファルト合材のほうに要するものでございます。そのほか、町営住宅の補修に要する資材、合板とか石こうボード等の購入に要するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

途中でありますが、休憩します。再開は午後1時とします。

午後12時11分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

それでは、事項別明細書の9ページをお願いいたします。

6目教育施設災害復旧費であります。11節の需用費のうち消耗品費につきましては体育館の照明用のハロゲン灯、それから理科の教材用消耗品が主なものであります。

修繕料につきましては、地震で被害を受けました各小中学校の教育用、校務用のパソコンの修理が主なものであります。

13節につきましては、小野小学校ほか5施設の災害復旧の調査設計業務委託及び大和中北側ののり面土質調査設計業務委託であります。

15節につきましては、別に配付しております大和町教育委員会という議案説明資料をごらんになっていただきたいと思っております。

まず教育総務課分といたしまして、吉岡小学校、鶴巣小学校、小野小学校、それぞれ学校施設の修繕工事にかかわるもの、それから社会教育施設としまして吉田教育ふれあいセンターの体育館のサッシ枠破損、体育館ブレースゆがみ等の修繕に要するものでございます。

生涯学習課分といたしまして、原阿佐緒記念館、宮床宝蔵家紋広場、北目レクリエーション広場、体育センター、総合体育館、それぞれの修繕に要するものでございます。被害の概要についてはごらんのとおりとなっております。

続きまして18節につきましては、これも地震で被害を受けました理科教材用備品の補充整備、それからパソコンのプリンターを購入するものであります。

19節の補助金につきましては、地震により全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた世帯で、幼稚園への就園奨励事業の対象となった幼児を対象に助成しようとするものであります。

20節につきましては、地震により被害を受けました児童生徒に対しての就学援助を行おうとするものでありまして、被災地から避難されてきた方、約21名の児童も対象としているものとなっております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

それでは、今回の地震に伴う福島原発の件についてお伺いいたします。

福島原発の放射線量につきましては、テレビ、新聞等々で毎日報道されて、不安になっている方々が大勢おるんですけれども、その中で「大和町の放射線量はどうなっているのか」という不安を持つ方々の声が大分多く聞こえてきますので、大和町として放射線の測定についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

原発によります放射能汚染ということで、各地でそれぞれ測定をされて公表されているという状況下でございます。また、宮城県内では県南の市町村で放射線を測定する機械を要求いたしまして、県のほうから配付された中で、それぞれ測定を行っているという状況がございます。ここ県北等につきましては、まだ県から放射能を測定す

る機械が配付されていないという状況がございます。これにつきましては、県の町村会あるいは宮黒地方町村会におきまして一括で早急に配付していただけるように要望活動を行っている最中でございます。そういったもので、配付を受けましたらほかの隣接町村と歩調を合わせながら、その測定結果を公表するような形で対応していきたいというふうに考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

8 番堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

その方向でご検討されているというのは、町民も大変安心できるんじゃないかなと思っております。特に小さいお子さんがいらっしゃる家庭、それから畑で野菜等々つくっている方々、そういう方々も「本当にうちの野菜は店に出していいのかな」とか、「子供たちを本当にこうやって外で自由に遊ばせていていいのかな」という不安の声が多くありますので、やはりそういうふうに前向きにこれから対応してくださるということですので、ぜひ早目にそういうことを採用していただいて、そして町民の方々に安心できる情報を流していただければと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。14番中川久男君。

14 番 (中川久男君)

お伺いをいたします。

先ほど教育施設災害復旧費のほうのご説明がありました。ここで社会体育施設、体育センター修繕工事、総合体育館修繕工事と、このような形で示されております。やはりもう2カ月と1週間、この災害が起きましてからいろいろ町民の方の施設の利用状況についていろいろなご意見が出されております。当中区にもある町民研修センターはどちらの管理になるのかなと、このように思いますし、逆に今そのものが使用できないというのであれば、ある程度そういう部活動に関する皆さんもいます。やはり家で閉じこもってばかりはられないというような形で、いろいろと外の作業なり

片づけ方なりを一生懸命今段取りしてやっているようですが、この施設の利用状況については担当課はこのような形の中で説明がありますが、ここでこのガラス破損10枚、東側上部窓枠溶接等というのは、これ済みませんけれども町民体育センターのことでよろしいんですか。まず1点。

議長 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 (森 茂君)

お答え申し上げます。体育センターのほうにつきましては、窓ガラスの破損ということと、あと東側のアルミサッシの枠全体が、ちょうど上のほうの構造体のH構との溶接部分が全部はがれております。あと、ボルトとナットが続けて一緒に入っているわけでしたが、すべて緩んで外れておところが多数ございまして、かなり窓枠が動きまして、上部の屋根のほうを壊してちょっと東側に傾いているような状態というふうになってございました。

それと、あわせまして現在応急物資の備蓄場所ということでも使わせていただいております。

以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

ほかにございせんか。14番中川久男君。

14番 (中川久男君)

今担当課からの説明、わかりました。これ体育センター、町民研修センターに間違いないんですね。ということは、やはりこの2カ月と1週間間に、いろいろ町民の方、部活なり趣味の会なりがあります。逆にいえば今災害復旧なんかでの物が入っているというような説明もあった中、やはり中区、西区そのもので一番の避難場所として指定されていた町民研修センターでありながら、非常に町民の方に情報が広がるのが少ない、「利用できません」だけの文言しか我々には聞こえてこないんだと、どうなっているんだあんなたちの考えはというふうな形で、いろいろ苦情が来ました。そういった中であれば、やはり広報なりそういうもので、現在このような状況の中でこ

ういう備蓄物を置いているとか、正々堂々と公表してよろしかったのではないのかなと。

お伺いします。町長は今担当課長から説明ございましたが、そういうボルトの緩み、そのものに対して早急な対応をし、即活動ができるような方向性というのは、ここの予定表に入った作業工程の方法しか考えられないのでしょうか。そういう活動をしている方々の運動不足なりを考えていただくのであれば、何かこれまでにここの見積もりなり建物の検査なり強度なり、たしか1万500円で譲ってもらっていた建物だと思いますが、ぜひその辺のご説明をお願いしたいと思います。見通しと早急な対応の仕方はこれまでどうだったのかをお聞きします。

あと備蓄問題は、そういうものをそのままそこに備蓄倉庫みたいな形で置かれておくのか、次の作戦を練っているのかをお聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ご指名でございますので。

体育館につきましては、そのとおり早急なといいますか、ご承知のとおりあそこにつきましては地震被害があつて、その段階でこういった調査をし、そしてボルトが緩んでいる部分も発見されました。したがって、すぐには使えない状況であるということです。復旧作業といいますか、発注をするところでございますけれども、調査をして発注ということがございますので、段取りを踏んでやっておるところでございます。

それから、あそこは備蓄という形で多くのそういった商品といいますか、いただいたものを備蓄しております。それぞれ避難所があつたときとかには、そういうところに配付をしてやっておりましたし、またこちらで使わないといいますか、不要ではないんですけれども、そういうものにつきましてはほかの被災地にお運びをしたりという状況でございます。

今残っているのは、飲み物です。飲料水関係が残っておりますし、あと毛布等もありますけれども、そういったものにつきましても例えばこの間まで自衛隊の方々がおいででございましたので、あそこに慰問に行ったときに持っていくとか、あと先日、

実は野球の名球会のスポーツ大会がございました。仙台でやる予定のものが、あちらの会場が使えなくて、大和町の元厚生年金の場所を使うということになりまして、急に来たところでございますが、そういったことで大和町の子供たちは参加できないということでございましたけれども、せっかくおいでになるということでございましたので、そういうところにスポーツドリンクとして提供する等々、そういったこともやっております。

いただいた物資につきましては、そういった形で目的が何でも使えるというものではないものですから、そういった目的に沿った使い方をしっていて、送っていただいた方の気持ちにこたえるのが我々の責務であるというふうに思っております。したがって、まだもう少し残っているところでございますが、今後これをどういうふうに有効活用するかということについては、そういったいろいろな事業なりに対応できればやっていきたいというふうに思っております。

なお、そういった施設等につきましては、ご承知のとおり今どこでもそういった工事が忙しい状況になっておりまして、なかなか一遍に来られないところがございます。したがって、順番を待ちながらやっているというのが現状でございます。施設をお使いになりたいという方もおいでだというふうに思っておりますが、まだまだこういう現状でございますので、皆さんに同じようなこういった状況を理解してもらった中で、ご利用できるように我々も進めてまいりたいというふうに思っておりますが、現状はそういうところでございますので、まだこの体育センターのみならず、ほかの体育館もまだまだ使える状況になっていないところでございます。できるだけ早くというふうには思っておりますが、まだこういう現状だということをご理解をいただければというふうに思っております。

町としては最善を尽くして、子供たちまたはそういった方々が使えるようにということで、まず教育施設から始めて、学校関係をやっているところでございまして、順次進めてまいりたいというふうに思っております。今回こうやって提案をさせていただきましてので、今後国の査定、県の査定等々も踏まえた中で進めていくということもありますので、その辺も御理解をいただければというふうに思っております。

なお、議員ご心配のとおり、そういった施設を一日も早く直して、多くの方々に使っていただけるような最善の努力はこれからもしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解をお願いします。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

14番中川久男君。

1 4 番 (中川久男君)

ただいまの説明で、やっぱりそういう飲み物、飲料水があると。ぜひ対策本部のほうでも早急に、困っている方々、そしてそういう飲み物であれば新鮮なうちにご提供がなされるのであれば、ぜひともそういう市街地のひどいところに早急な段取りを切にお願いをして、終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

4番平渡 高志君。

4 番 (平渡高志君)

3点ほどお伺いします。

事項別明細書の8ページ、総務災害復旧費の中に職員手当等の残業、多分超過勤務、550万円、これいろいろ新聞等でもこの前騒がれました。やはり超勤を言うのであればきちとした形で払っていくのが筋でしょうけれども、今回の場合は余りにも時間数が多過ぎたということで、3月の場合は私はあれでよかったと思うんですけども、今後やはり最小限の人、震災だったから全員を待機させてその時間を超勤とかというので額が大きくなった点も、私は消防関係いろいろ否めないと思うんですよ。ですから、これからはやはり来た人にはきちっと上げるということはよろしいんですけども、本当の最小限度の人を確保して、その人に超勤してもらおうと。ただ残してということは、私は考えていかなければならないのかなと思うんですが、この1点をお伺いします。

あと、発電機5台を購入するということですが、これの設置場所、またこの容量を教えていただければと思います。

あと、土木災害のほうで7億7千万円も予算を計上してやるということですが、この災害を見ますと東部、特に鶴巣、落合が相当ひどく、道路、田んぼ等々やられておるんですが、生活道路、下水道のあと、もうすごい陥没して、そこに再生の碎石を今応急処置として置いておくんですが、それがもう今ほこりになって、車が通るたびに相当のほこりが出ているんですよ。ですから、優先的に落合、鶴巣等々の道路の陥没

地帯、あそこはやっぱり早く復旧をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

議長 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

超勤についての考え方を申し上げたいと思います。

今回計上させていただきました超過勤務につきましては、前回は3月までということで3月11日から3月いっぱいということでお願いをした経費でございます。あの金額につきましても満額支払ったということではなくて、いろいろご説明しておりますが、職員の皆さんの協力等々いただいた中で支払いました。

今回のこの計上につきましても、4月1日から4月11日までという考え方を持っております。と言いますのは、4月7日の余震もあったところでございまして、それ以降につきましては通常の超勤の体制でやるということでございまして、これにつきましてはあくまで3月11日から1カ月、4月7日も含めてということで、今回お願いをしておるところでございます。

考え方は、前回と同じように振替休日をとってもらうこと、また100分の125ということで設定をすること等々、前回と同じ考え方の中で職員の方々にお願いをしておるところでございます。

今後のこともあるということでございますが、今後そういうのがあった場合に必要最低限といいますか、そういった中でのということで今議員からのお話でございましたが、確かにそういったことも考えていかなければいけないんだというふうに思っております。どこまでを全員で、第1次、第2次と区分けがいいのかどうかいろいろあると思いますけれども、そういったものにつきましては確かに……、必要でない人というのは実際はいないんですけれども、特に必要な部分という考え方で、時間が経過したらそうでない部分、そういったものの考え方も持っていかなければいけないんだらうなというふうに思っております。今回、災害対策でいろいろ我々も計画してやってきた中で、そういった課題も出てきておるところでございますので、今後の課題として考えてまいりたいと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

発動発電機につきましてご説明をさせていただきます。

発動発電機につきましては、それぞれの今回の状況を踏まえまして、避難所等に設置をしたほうがよいということで、新たに購入しようとするものでございます。

設置場所につきましては、小野小学校、宮床中学校、吉田教育ふれあいセンター、落合教育ふれあいセンター、鶴巣防災センターの5カ所を予定してございます。

なお、購入する機種でございますが、ディーゼルの発電機ということで、過日の災害の状況を踏まえましてガソリン以外のものでも必要ではないかという判断をいたしましたので、ディーゼルエンジンを購入することにいたしました。

容量等でございますが、申しわけございません、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

道路の災害復旧のご質問でございました。今回特に下水道に関連しての陥没等々の被害が多かったところでございます。これらの復旧につきましては下水道と連携をとりながら復旧に当たりたいというふうに思っておるところでございます。特に生活路線として極めて重要な路線については優先的に考えてまいりたいというふうに思っております。どこも大事でないところはないんでありますけれども、特に交通量の多いところとか通学路になっているとかバス路線になっているとか、あるいは集落の幹線道路になっているとか、そういった部分についてはやはり優先されるべきだろうというふうに思っております。下水道の復旧に合わせて、道路事業もその後どういった調査状況になるかということも調整しながら、道路復旧にかかってまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長 長 (大須賀 啓君)

4 番平渡 高志君。

4 番 (平渡高志君)

1 点目の残業の件に関して、本当に無駄な人は私もないと思います。ですけれども、その中である程度の、全員が残らなくてもいいようなことはやっぱりいろいろ考えて、交代でやるとか、そういうのを気をつけていただければなと思います。

それで、2 点目の発電機。これは避難所は大体わかりましたが、今回の自主防災組織でつくった発電機が余りにも容量が少ないということで、電気 1 つ 2 つつけたらそれで終わりだというようなことも多々あったので、今現在自主防災組織をつくっている地区を優先して、やはり発電機のもっと大きいやつを設置していただければ、次に備えていいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

あと生活道路、道路は全部必要なのは私もわかっておりますが、特に大崎三ノ関線なんかは子供たちが自転車で通学するところでもあります。下草から北目にかけて相当、あと桧和田なんかも相当生活道路が傷んでおる状況でございますので、やはりそういうところは通学路を含めまして早急な手当てをしていただきたいということです。

以上です。

議長 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

時間外については、ご指摘のとおりなるべく最少人員で最大の効果を上げるように体制を敷いていきたいというふうに考えております。

それから 2 点目の自主防災組織へ優先して大きい発電機をとということでございますが、まだ自主防災組織が半分以下の状態になってございます。まず各地区で、今回の震災を踏まえましてぜひ防災組織を全地区で立ち上げていただくということが最優先ではないのかなというふうに思っております。これにつきまして、今後いろいろな場面で PR をさせていただいて、一日も早く全地区での自主防災組織が立ち上がることを祈ってございます。

なお、現在も配付をしております発電機の容量でございますが、やはりライトを2つぐらいつけると大体いっぱいいっぱいの容量でございます。それを見越しまして、今回設置します発電機については相当大きな容量ということで、20キロボルトアンペアでございますか、簡単に持ち運べないという反面、大きい容量で対応できるようなものを購入したいというふうに考えております。

今後とも自主防災組織を立ち上げながら、そういった設備あるいは備品等について補充していくような形で今後検討してまいりたいというふうに思っております。

議長 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

ただいま道路の中でもということございまして、挙げられた路線は非常に甚大な被害を受けたところでございまして、相当の復旧費も要する箇所でありまして、また生活道路として極めて重要な路線でもあります。下水道の復旧計画等については後ほど説明があるところでございますが、それらに合わせて早急に対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長 長 （大須賀 啓君）

10番浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

今回の地震、想定外と言うそうでございますが、余りそういう言葉は使わないほうがいいんですよというふうな、何かニュースで見たんですが、今回の地震の呼名ですが、国では東日本大震災という名称なんですかね。大和町では東北地方太平洋沖地震。これ国に合わせて統一したほうがよいのかなと。率直な疑問です。後で考え方を教えてください。

それから、教育施設の被害状況、先ほど説明ありましたが、これにないのは全然被害がなかったという解釈でいいんですか。例えば大和中学校、あのような、我々も現場を見たんですが、これには掲載されていない。あるいは宮床中も、私行ってみたんではないんですが、被害がありましたよという話

は聞いている。これに掲載しなかったのはなぜなのか、まだその辺のところまで事務的なものがあるかないのか、その辺のところを教えてください。

それから、河川の問題に関連しまして、堤防の亀裂はどのように把握しておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

議長 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

浅野議員ご質問の地震の名称というようなことでございますけれども、事項別明細書の8ページの10款2項、東北関東大地震災害復旧費というような名称のことをおっしゃられているかと思うんでございますけれども、これにつきましては震災名称がまだ確定する前に、4月1日付の専決というようなことで名称を付させていただきましたので、今回のやつと名称が違っておりましたのでご了解をいただければと思います。以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 (織田誠二君)

教育施設の被害状況についてのご質問でございますけれども、ご質問のとおり大和中の北側ののり面崩れ、それから給食センター内外の被害とありました。これらにつきましては、きょう専決で報告させていただいておりますけれども、23年4月1日の専決の中に、教育施設災害復旧費ということで工事費 8,500万円ということで専決させていただいておりますけれども、この中に入っております。ということで、今回についてはそれらを除いての被害箇所での補正予算ということで計上させていただきました。本当に急を要しまして、復旧を要するものについては専決ということで処理させていただきましたので、よろしくお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

今回の河川の亀裂等の箇所の把握であります、それぞれの所管において把握をしているところでございます。国管理については国、県管理については県ということでございます。町にもそのいろいろな情報が入ってまいります。その都度その管理区分に従って情報提供をしたり、あるいは情報をいただいたり、そういった形でそれぞれの管理区分の中で状況を把握しているというのが実態でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに。5番堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

2件ほどお伺いします。

まず初めに、林道高倉線、これ1,500メートルほどあるんですけども、特に100メートル近くはかなりりひどくなっています。そして、道路がすっかり崩落して、まるっきり通行できなくなっておるわけでございますが、あの上のほうに牧野がございまして、三、四人ほど借りているわけでございますが、その中で繁殖牛をやっている方がおります。十数頭いるんですが、その方は「今月いっぱいくらいで去年刈った乾草もなくなってしまうので、来月になったらどうしても牧野の草を刈らなければ牛を殺してしまう」と、そういった悩みを持っておりますが、この辺どのように考えているか、まずもってお伺いしたいと思います。

それから、震災ごみ、吉田のところはもういっぱいになって、鶴巣と落合のほうに震災ごみを置いているんですが、震災ごみというのは分別して置いておくのが普通でしょうね。吉田の嘉太神ダムに行く方向の途中の旧道があるんですが、今そこに仙台から持って来たごみが置かれております。その所有者は鶴巣の方らしいんですが、これは町を通してその土地を借りたという話はあったか、まずお伺いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 (庄司正巳君)

林道高倉線に関してのご質問でございますけれども、議員さんご指摘のとおり、もう道路が崩壊しまして、車等が入れるような状況でございます。ただ、この工事につきましては先ほどもお話ししましたとおり10月以降に国災ということで工事になるものですから、じゃあその牧草をどうするのかということでございますが、嘉太神線のほうから、大変申しわけないんですが迂回していただいて、牧草の刈り取りをお願いしたいということで、関係の方にお伝えをしているところでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 (菅原敏彦君)

先ほどの堀籠議員のご質問でございますが、嘉太神の方面というふうなのは、旧県道吉岡松沢線といいますか、そちらのほうの嘉太神ダムのほうの左に折れてすぐ右に入っていく旧県道で、今県土木のほうで通行どめにかけている部分の先というふうにご理解しましたけれども、このことにつきましては以前議員さんあるいは駐在所さん、さらには行政区の方々から情報を寄せていただきましたので、確認をしたということでございます。

ご質問の趣旨は、町を通してそういったものの一時仮置きのお話があったのかということでございますが、これについては一切ございません。ただ、情報を得ましたので、町そして保健所に環境Gメンがおりますので、一緒に確認をさせていただいたところでございます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

5番堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

牧草は嘉太神のほうから回るといってございませうが、大分難波のほうからだと遠回りになるようございませうね。そのようには私のほうからも伝えておきたいと思ひます。

それから、今の仙台から運んでいられるごみですが、環境Gメンなんかも入っていろいろ調べて、間違いない業者だということも私も電話で確認はしたんですが、実際行ってみますと、この場所は四、五年ぐらい前に穴を掘っていろいろなものを埋めたり、あと車なんかも入っている、そんな場所ですね。土をかけて、そして今そここのところに仙台から持って来ている、木質あるいはコンクリートの基礎とか、そういうものを運んでおられます。八志田とか沢渡の人たちは、「あれをどこに持っていくんだらう」と言っているんです。本当に私も実際行ってみますと、普通は木なら木、柱なら柱、コンクリートならコンクリート、別々に分別して置くのが一時的なストックではないんですか、あれ。あそこに重機が置いてあるんですよね。重機でざくざくに粉碎して、運んだコンクリートもどこに行っているかわからないんだよ、今。町で行って確認したことありますか。お伺ひします。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 (菅原敏彦君)

お答えいたします。

その状況につきましては、町職員と環境Gメンが一緒になって現地を確認し、それなりの証拠になるようなものですか、そういったものの記録をとどめておられます。環境Gメンのほうも、適宜現場のほうに足を運んでいただいているというふうな状況です。ご案内のとおり個人の所有地というふうなことで、その分別といったことについては今後保健所と確認をしながら、指導できるものは当然指導してまいりたいというふうにお思ひます。よろしくお伺ひいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

5番堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

やはり沢渡の人たちも言ってますよ。ちょっとしたごみだのを焼いて煙を上げるとすぐに環境課が来て指導を受けるとかなんとかと、そういう批判もされている中ですからね。これは十分に確認をして、指導してくださいよ。行ったら、火事です、危ないですよなんて、火災警報器、あれそのままついたまま投げたあるんだよね。2つばかりあったんです。何か人でも行くと騒ぐのかなと思っていたら、それが2個ほどあったんです。ですから、私はこれ納得いかないなと思って今申し上げているんですけども。やっぱり運んでいる車を見ますと、自車でなくてほとんどレンタカー使ってますよね。わからないようにね。十分気をつけてください。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 (菅原敏彦君)

今の議員の申し出については十二分に気をつけて、今後も保健所の環境Gメンと一緒に現場に足を運んで、確認あるいは指導したいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

議長 (大須賀 啓君)

11番鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)

今回の一般会計で約10億円の補正、その中で過日の専決3億5,000万円、それからきょうこれから下水道会計等々3つの下水関係で17億円を超えるんだと思いますけれども、トータルで二十二、三億円になるんですか。そのような復旧費というようなことで、概略の理解をしました。

伺いたいのは、この措置の中で、本町でこうむった被害がほとんどこれでカバーされるものなのか。これから漏れている部分というようなのはどれぐらい把握している部分があるのか。これ国の一次補正に関連する今回の補正予算だと思うので、今後考えられる復旧費というのはどのようなことが考えられるのかをお伺いしておきたいと思えます。

それから、今回は上水道の関係は全然ないわけなんです、上水道は被害がなかったとして理解していいのかなどか。

それから、先ほど総務まちづくり課の中で説明がございました。最後に区の集会施設の補助事業補助金35万円があったわけでありまして、私の地区の集会施設も被災しまして、役員さんからいろいろ町のほうにかけ合っております。私もいろいろお話をした経緯があるわけなんです、1週間ぐらい前には「なかなか今回は難しい」というようなことで、それでは一般質問にでもやりますかなんていうようなことを申し上げたんですが、そしたらきょう36番に載っておったわけなんです。これは予算書には数字の説明はなかったんですが、この分の予算の措置はどういうふうな考え方で、いつなさるおつもりか。恐らく災害復旧を急がなくちゃならない部分があるわけなので、それを一緒にお伺いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

鶉橋議員さんの災害復旧費の全体の事業費というような形のご質問でございますけれども、まず専決というような形、それから3月の定例会というような形でまず4億円計上いたしまして、それから今回につきましては一般会計におきまして10億円、それから下水道会計におきましては6億5,000万円というような形、その他の会計でも約1億6,000万円というような、20億円を超える災害復旧費を計上させていただきましたところでございます。これにつきましては、各課の説明にありましたとおり、まだ国の査定というようなものが行われておらない状況での最大限考えられるものというような形では計上しておるところでございますけれども、ただ今後災害復旧事業を行っていく上で、また新たなものも出てくる可能性については否めないものもございますけれども、現在考えられるところで最大限というような形では見積もっているところでございます。今後、国の査定を受けまして、この補助になる部分が縮小されたり、あるいは災害復旧制度になじまないものにつきましては単独というような形になったり、そういったものにつきましては若干出てくるかと思っておりますので、その点につきましてはご了解をいただければと思っております。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

ただいまご質問ございました水道事業、上水道の部分がないというふうなことで、被害はなかったのかというふうなことでございます。このことにつきましては、3月28日に開かれました定例議会の中で、22年度予定分の水道施設分の修繕料として718万円、これを補正いたしたというふうなことで、この応急復旧費について執行した中で復旧を見たというふうな状況でございますので、今回の補正には入れてございませんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 (菅原敏彦君)

先ほどの鶉橋議員のご質問にお答えします。

区の集会施設の予算の計上というような措置の関係でございますが、6月補正というふうな考え方で、地区のほうのいろいろな声を聞きながら、どれほど該当する部分があるのか確認しながら、6月補正というふうに現下では考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鶉橋浩之君。

1 1 番 (鶉橋浩之君)

そうしますと、町が管理をすべきライフライン等を含めた町の施設、これはほぼ今回の補正で復旧できるんだと理解してよろしいわけですね。多少の動きはあっても、大体今回網羅しましたよというふうに理解していいんですか。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

国の査定がまだ終わらないというような形で予算を計上しない、保留するというふうなものにつきましては一切ございません。ただ、今後調査を進める上であるいは新たな災害というような形が出てくる可能性は若干あるかと思えます。現状では以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12「議案第36号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長 （大須賀 啓君）

日程第12、議案第36号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第36号 平成23年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成23年度大和町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,589万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,925万7,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条地方債の補正であります。地方債の追加は「第2表 地方債補正」によるものであります。

詳細につきましては事項別明細書の16ページでご説明いたしますが、その前に下水道関連3事業の特別会計に關します説明資料、上下水道課提出の部分について下水道関係の部分でご説明をさせていただきたいと思ひます。

1ページをお開きいただきます。公共下水道事業の被害の状況でございます。

先ほどの平渡議員さんのご質問の中で、生活道路における下水道埋設箇所の被害、管理設部分の沈下とかマンホールの浮き上がり、大分被害が大きい状況でございます。そういった中で、その被害の状況についてまとめた資料について説明させていただきますが、国災、単独災の区分と、被災の位置、被害の概要、こういった形で一応まとめてございますが、ここで区分しておる一番上段の落合舞野地内で復旧延長869.6メートル、下の括弧書きに大和-1、2処理分区、このようなまとめ方、区分の仕方をしてございます。これについては、下水道についてはその箇所、箇所の被害ごとに災害の査定を受けるといふふうなことではなくて、あくまで大きな処理分区としてのくくりの中で災害のまとめ方をするといふふうな上からの指示がありましたので、今回の国災該当箇所につきましてはこのような大きなくくりの中で一応まとめてございます。

その下の吉岡地内外といふふうになってはいますが、これは峰の一部が含まれてございます。復旧延長215.0メートル。その下の吉岡地内外でございますが、これについては吉田の反町方面でも被害がございましたので、それを含めまして382.0メートルの被災延長。その下でございますが落合松坂地内外、これは蒜袋方面が含まれてございます。延長が752.2メートル。その下、大平地内でございます。復旧延長294.6メートル。その下の下草地内外となっておりますが、これが大分範囲が広い部分でございます。下草から北目、大崎、太田方面までの1つの大きなくくりの中のまとめ方でございます。この復旧延長が1,042.3メートル。その下の檜和田地内外、これも大き

なくくりになっていますが、檜和田と報恩寺から相川、三ケ内、そういったくりの中でのまとめ方でございます。復旧延長が1,444.3メートルというふうなことで、このまとめ方の中で今後災害査定を受ける準備を今現在進めておるといふふうなことでございます。

この国災の合計といたしましては、あくまで被害の概算額、工事費見合い部分でございますが5億3,550万円、復旧延長が5,000メートルというふうなことでございます。

その下の単独災害部分でございますが、これについては大和町内全域をひとまとめにして表示してございます。国災に該当しない箇所についてのすべての箇所をまとめたものでございまして、復旧延長が500メートルとなっております。この合計が復旧延長5,500メートルというふうなことでございます。

その下に復旧の概念図を示してございますが、このように縦に煙突みたいにあるのがマンホールというふうに見ていただきたいと思っております。下に管が入っています。この箇所で被害を受けたというふうな中で、マンホールが浮き上がったりした状況で下水が滞水するとか、あと下水管の勾配が変動を来したというふうな状況によって下水の流れが悪くなっているというふうな状態を、今後災害復旧によって従来の状況に復旧するというふうなこと、原形復旧というのが災害復旧でございます。

こういった形で、実際下水を流しながらの工事になりますので、工事区間の上流と下流側に一応プラグどめをして、水が入らないような状態にと。そしてマンホールにポンプを設置して汚水をくみ上げ、通常の汚水が流れてきたものをそのタンクに溜めて、それらをバキュームで下流側のマンホールへ移送しながら、こういう繰り返しの中で工事を進めていくというふうな考え方でございます。

あと、各家庭につきましても同じように公共ます等ございますので、小さなバキュームカー等でそういったものをくみながら、当然皆さんのご協力をいただきながらというふうなことが必要になります。こういう形で工事を進めるというふうな、工事の概念図というふうな形で添付をさせていただきました。

それでは、事項別明細書の16ページでご説明をさせていただきます。

歳入であります。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金につきましては、国災対象復旧事業費の補助率10分の8の計上であります。

4款繰入金1項1目繰入金につきましては、災害復旧事業に伴う一般会計からの繰入金であります。

7款1項1目下水道債につきましては、災害復旧事業に伴う国災、単独災害の災害復旧事業債について補正をいたすものであります。

次に、17ページとなります。

歳出であります。

1款2項下水道建設費の13節委託料につきましては、被災箇所のパipesの調査費、測量及び実施設計委託料、設計積算業務に要する費用の計上でございます。

15節工事請負費は、国災分 5,000メートル、単独災害分 500メートル、この災害復旧工事費の計上でございます。

22節補償金につきましては、災害復旧工事の際に支障となります水道施設の移設補償費について計上させていただくものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)

今回の事業、特に地中からのマンホールの飛び出しがたくさんありました。ですから、あの地中からの飛び出しというのを防げる工法はないのかなというふうに私は感じました。そういう工法も含めながら、あるいは停電によるポンプアップの停止によって汚水が滞水してしまったという経過もありますし、そういう停電のときのポンプの稼働を即できるようなシステムを、今回の反省、こういう状況の中から改善をしていく方法というのはできないものかというふうに私なりに感じるわけでありましてけれども、その2点について伺いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

今回の大きな地震によりまして、下水道管の埋設されている箇所のマンホールが大分飛び出した、浮き上がったというよりも飛び出した箇所が大分ございます。こういったことについて、工法の選択で防げないかというふうなことでございます。

なぜあのようにマンホールが浮き上がってしまうのかという原因でございますが、どうしてもやっぱり地震でその土地がゆすられる、そういった中でどうしても下水道の埋設については溝状に掘削をしまして、そこを転圧をしながら最終的に道路の形まで仕上げるといふうな中、周りの土を使わずに、良質な土砂で埋め戻しをするといふうなやり方の基準がございますので、そういったやり方で進めてきたといふうなことでございます。そうしますと、どうしても地下水が高かったり、ゆすられたことによる液状化というんですか、液状化になりますとどうしてもマンホールの内部、コンクリートではできておりますが中は空気がほとんどでございます、やっぱり浮き上がってしまうといふうなのが今回の被害の姿なのかなといふふうに思います。

それをどういった工法で防ぐかといふうなことになりますと、大分難しい問題で、ちょっとなかなか即答できるような状態ではないんですが、今回の災害復旧におきましてはその掘り上げた土、もう一回管を入れ直す必要があるものですから、今度その土に添加剤を混ぜてある程度土を固いものにして埋めていくといふうなやり方ですので、何も施さない土とはちょっと違う土質の状態になるものですから、その辺で大分効果は出てくるのかなといふうなことでは考えてございます。

あともう1点の、停電の際にマンホールポンプが全部停止してしまったといふうなことでございます。これについては、大和町内の公共下水道のみならず農集排のマンホールポンプについても同様の状態になりまして、その期間ちょっとポンプが停止状態で、大分流入量が多い箇所についてはどうしてもあふれさせるわけにはいかないといふうなことがあるものですから、随時バキュームなどを用意しながら、汚水のあふれ等に配慮しながらその期間対応したといふうなことがございました。

そういった中で、今後停電時においてもマンホールポンプを稼働できるようなシステムの構築ができないかといふうなことでございますが、例えば水道ですと水道もポンプ場がございますが、それがとまるとやっぱりどうしてもとんでもない被害状況に陥ってしまいますから、大きなポンプ場ですと自家発電機なども設置してといふうな、これは本格的なポンプ場になってしまうわけです。今回のマンホールポンプについては下水道管の一部といふうな位置づけにもなっているものですから、その1カ所1カ所に自家発電装置などの非常電源を用意するというようなことは今の時点ではなかなか困難なのかなといふうに、今現在の私の知識の中ではこのようなお話がちょっとできないような状況でございますので、申しわけございませんがよろしくお

願いたいと思います。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

16番桜井辰太郎君。

16番 (桜井辰太郎君)

新しい土に硬化剤を入れて押さえていくという工法で、今までよりも押さえられるんじゃないかということ。それから電源を非常とかそういうふうなので対応してみる、そういう経験の中から課長さんの、何とかそういう創意工夫の中で新しい工法を検討して提案してみるとか、そういうふうなのを国や県に1つの、何とかか感を出していただいて、そして頑張ってもらいたいということをご期待して、私の質問を終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13「議案第37号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第13、議案第37号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長（堀籠 清君）

それでは、議案書の30ページをお願いいたします。

議案第37号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成23年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,287万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,501万3,000円とするものであります。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条地方債の補正であります。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものであります。

詳細につきましては事項別明細書の20ページでご説明いたしますが、その前に同じように説明資料、農業集落排水事業関係について先ほどの資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

農業集落排水事業の被害の状況でございます。これで今現在国の災害の査定を受ける準備を進めているものでございまして、その被災の位置につきましては宮床地区の農業集落排水事業の区域内でございまして、国災の該当部分、今現在考えている内容でございますが、スパンが18スパンでございます。復旧延長が650メートル、この被害の概算額、復旧の工事費に相当する部分でございますが6,930万円というふうな内容。

単独災害については9スパン、この単独災害については末端1戸の部分が単独になるというふうな内容です。その復旧延長が250メートル、被害概算額が2,625万円というふうなことで、この国災、単独災合わせましての合計でございますが27スパン、復旧延長が900メートル、被害概算額が9,550万円というふうな内容で今現在把握しているものでございます。

このことについての説明でございますが、事項別明細書の20ページをお願いいたします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目繰入金につきましては、災害復旧事業に伴う一般会計からの繰入金であります。

7款国庫支出金1項1目農業集落排水事業費国庫補助金につきましては、国災対象復旧事業費の補助率10分の8の計上であります。

8款1項1目下水道債につきましては、災害復旧事業に伴う国災、単独災害の災害復旧事業債について補正をするものであります。

次に、21ページの歳出であります。

1款農業集落排水事業費2項農業集落排水事業建設費であります。

13節委託料につきましては、被災箇所の管路の調査費及び査定設計委託費等に要する費用の計上であります。

15節工事請負費につきましては、国災分650メートル及び単独災害分250メートルの災害復旧工事費の計上でございます。

22節補償金につきましては、災害復旧工事の際に支障となります水道施設の移設補償費について計上するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

11番 (鷓橋浩之君)

ちょっと確認したいんですが、農集排の国災の補助率が10分の8、これさっき聞かなかったんですが、下水道事業はどうだったんでしょう。先ほどのほかの災害復旧事業、国災は9割の補助というようなこともあったので、下水道関係は補助率が低いんですか。お伺いします。

議長 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

下水道につきましても、公共土木施設というふうな中での位置づけでございますので、かさ上げ後の補助率といたしまして10分の8を見込んでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)

そうすると、ほかの土木災害と同じだという考えでいいわけですね。土木災は9割というような……、国災は。違うんですか。

それと、下水道、農集排合わせてなんですが、いわゆる町道の復旧と同時の工事というような箇所がかなり多いと思うんですが、結局下水によって町道が凹凸が激しいとか補修が必要とか、そういう箇所が多いわけですね。この場合の修復工事の手法ですね。どういうふうにするんですか、これは。下水は下水で発注、道路は道路で発注というような形になるんですか。発注方法についてお伺いします。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

下水道施設が道路に埋設されておりますので、一連の工事の進め方というふうなのが出てくるような形態にはなりません。実際、下水管を埋設した箇所の舗装が沈下し、マンホールも浮き上がったとか下水管も被害を受けたというふうなものについては、災害の査定を受ける考え方といたしますれば、最後の舗装の管理区分の範囲内は下水で仕上げるというふうな考え方を持ってございます。舗装面が沈下したというふうなケースであっても、下水道施設のほうに被害がなかった場合については、その箇所については道路管理者のほうで路面舗装の復旧工事というふうな、そういった大きな進め方の分類といいますか、枠組みの中で今現在設計の取りまとめをしております。最終的に舗装を仕上げる際に、下水道の舗装復旧と道路の舗装復旧を別々の工事で進めるというふうなことになりますと、なかなか思わしく事が進まないような状況もあるものですから、その辺については今後下水道と道路管理者、これは町道のみならず県道も含めてなんですが、進め方をどのようにするかというふうなことについては協議をしながら対応していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

激甚災害の場合の補助率の考え方についてご説明をさせていただきたいと思いません。

この公共土木施設災害復旧に係る場合、基礎となる額が標準税収額に対しまして被害額がどれくらいあるのかということで算定される補助率でございます。今回の場合ですと課税収入額、町では昨年度約31億円ほどございました。その2分の1まで到達するかということになりますと、これ以内ですと3分の2の補助ですから66%補助でございます。これに激甚指定による横出しという形で、上積み分はどういった形で計算するかということですが、こういった激甚で指定された国庫の対象となる補助金分、国庫負担分を除いた町の負担分が幾らあるかという、これも標準税収額に対して何%占めるかということでございます。今回の場合ですと、31億円の1割の3億円まで到達するかどうか、そういったことで考えますと、例えば10億円だと6億6,000万円は国で見ても、3億3,000万円は町負担分だということになると3億円を超えてしまいます。そうしますと10%を超えますので、この場合の部分で3億4,000万円の7割分については国で見ますよということになります。こういったことを計算しますと、約八十七、八%ぐらいになるのかなというようなもくろみではあります。そういった計算でされております。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鷓橋浩之君。

1 1 番 (鷓橋浩之君)

1つは発注方法なんです、説明を聞くとじゃあマンホールが既設にあったところと一緒に発注して、マンホールがないところは道路のほうでと、単純な、そういうふうにも受けとめたわけなんです、要はうまく少ない経費できれいな仕上がり、しかも立派に仕上がるというような形で、発注の方法をどうぞ考えていただきたいというふうに思います。

それから、今補助率について伺ったわけなんです、さらに国において今二次補正

云々の騒ぎがあるわけなんです、補助金というのは、災害の補助というのは今後国の二次補正がどうなるかわかりませんが、これ以上はこの事業に対しては期待できないというふうに理解すべきなんではないでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)  
財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)  
補助金の考え方でございますけれども、公共土木につきましては標準税収規模によりましてプール配分というふうな表現がされております。それで、まだこれから確定というような形でございますけれども、今現在は最低限これくらいは来るだろうというような形で、80%というような補助率で公共土木については見ております。ただし、都市施設災害復旧費補助金につきましては2分の1というふうな計上の仕方をしておりまして、これから事業費もあるいは入札とかで下がってまいりますので、補助金につきましてはうちは80%というふうな考え方でございます。今後確定していくというような形で、とりあえず予算上はそういった考えでございます。

議長 (大須賀 啓君)  
ほかにございませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり  
ないようですから、これで質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これから議案第37号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。  
(賛成者起立)  
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14「議案第38号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長 長 （大須賀 啓君）

日程第14、議案第38号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第38号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成23年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,299万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億 478万 4,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条地方債の補正であります。地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書の24ページでご説明いたします。

その前に、同じように説明資料の戸別合併処理浄化槽関係の部分、資料の2ページで説明させていただきたいと思っております。

浄化槽事業の被害の状況の全容でございますが、被害の総箇所数 126基でございます。地区別の内訳といたしますと、吉岡はございませんので、宮床42基、小野47基、吉田32基、鶴巣2基、落合3基の合計 126基でございます。

この被害の概算額でございますが、浄化槽本体を再設置、入れ直すというふうな部分が36基ございまして、概算工事費でございますが 3,024万円でございます。浄化槽本体部分に入ってくる流入管と放流管の補修分の部分が87基ございまして、2,194万 3,000円というふうなことでございます。今回の補正につきましては、この費用については業務委託料の中をお願いしたいというふうなことで考えてございます。

下の浄化槽本体及び周辺施設の概念図というふうなことでございます。このよう

に、図面の中に番号がございます。(1)が流入管渠というふうなことで、家屋から浄化槽まで水を流す配管、(2)が放流管渠で浄化槽から放流先まで、水路まで下水を流す管、(3-1)送風機(ブロワ)本体部分、(4)が浄化槽本体、(5)の部分が浄化槽の上部にコンクリートを打っておりますが、スラブというふうなことです。

町で管理していますこの浄化槽本体部分、この地震によって浮き上がるというふうなことが発生しました。程度の差はあれ、前後の取り付け管やマスの部分についても被災したというふうな状況になってございます。今回の地震災害はこういった状況ではありますが、このような状態をもととの形に戻すというふうなことを今既に進めてございますが、復旧事業の考え方であります。

それでは、事項別明細書の24ページをお願いいたします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目繰入金につきましては、災害復旧事業に伴う一般会計からの繰入金であります。

7款1項1目下水道債につきましては、災害復旧事業に伴う国災、単独災害の災害復旧事業債について補正をいたすものでございます。

次に、歳出であります。

1款合併処理浄化槽費2項1目合併処理浄化槽建設費であります。

13節委託料につきましては、被災した浄化槽施設の修繕補修作業、87基分の業務委託及び仮設トイレの設置費とそのし尿のくみ取り処分に要する費用を計上させていただいたものでございます。

15節の工事請負費につきましては、被災いたしました浄化槽本体36基分について、改めてもう一回掘り上げて設置し直すというふうな工事の内容になるものですから、それに要する費用を計上したものでございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回大和町議会臨時会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

午後2時24分 閉 会